

素 案

日野市ヤングケアラー支援の ための基本的な考え方

令和 年（ 年） 月

日 野 市

はじめに

近年、本来大人が担うような家庭での家事や家族のケアなどを日常的に行っている子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」の存在が社会問題として浮き彫りとなっています。

ヤングケアラーは、社会によって守られるべき子どもの権利が守られていない可能性があるにもかかわらず、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援の対象として認知されにくく、また、本人や家族にその自覚がないなどの理由から、問題が表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラーの実態は、対象者や状態などにより様々であることから、福祉、教育をはじめとする各分野の関係機関と地域の支援者が緊密に連携しながら、子ども本人だけでなく、家族全体を重層的に支援していく必要があります。

そのため、日野市では、令和4年3月に「ヤングケアラー支援検討会」を立ち上げ、市の現状と課題の洗い出しのほか、支援の方向性、連携のための体制づくり、周知方法などについて検討を行ってきました。

さらに、令和4年10月に、市内の公立小学校6年生及び中学校1年生から3年生までの児童・生徒約5,700人を対象とした実態調査（回答率53.3%）を行った結果、7.2%に当たる218人の子どもが、「家族の中にお世話をしている人がいる」と回答しており、市内においてもヤングケアラーに該当する可能性のある子どもが一定数いることが明らかとなっています。

このようなヤングケアラー支援検討会での議論や実態調査の結果を踏まえ、市内のヤングケアラーの課題解決に向けた支援の方向性を示すため「日野市ヤングケアラーの支援のための基本的な考え方」を策定するものです。

この基本的な考え方に基づき、行政と地域が連携し一体となって、子どもが子どもでいられるための権利と大切な時間を守るための取組を推進し、「すべての子どもが自身の望む人生を歩むことができるまち」の実現を目指します。

1 ヤングケアラーについて

(1) 背景

現代では、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加に伴い、家族の在り方に大きな変化が起こっています。また、急速な高齢化による在宅介護の推奨や医療技術の発達等も相まって、誰もが家族のケア（世話・介護）を担う立場になる可能性が高まっています。

ケアを必要とする人が増える一方で、大人が家庭にかけられる時間や力が減っていること、また、各種福祉サービスは整いつつあるものの、その情報が届いていない家庭があったり、届いたとしても解決に至らなかったりする場合もあります。

このような時代背景において、家族が抱える問題・課題が複雑化・複合化し、子どもを取り巻く新たな問題の一つとして注目されているのが「ヤングケアラー」です。

(2) 特徴

家族のケアは、“家庭”という日々の生活の中で起こる身近な事象です。

家庭内の出来事であること、子ども本人やその家族に自覚がないこと、仮に子ども本人が家庭の中の問題を自覚していたとしても子どもであるために声を上げづらいこと、社会的な認知度が低く周囲の大人が気づきにくいこと等の特徴があります。

このような表面化しにくく外からは見えづらい特徴があるため、適切な支援につながらないまま放置されると、子どもがケアの中心的役割を担う状態が続き、子どもや若者本人が望むような学習や部活、遊びといった、年齢や発達段階に応じた機会・経験を受けられず、子どもの権利が侵害される可能性があります。そして、大人になったときに、心身の不調による社会的な孤立や社会参加ができないことなどが懸念されています。

(3) ヤングケアラーが行っていることの例



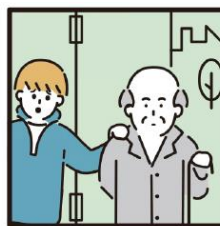
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典:こども家庭庁(<https://cfa.go.jp/policies/young-carer/>)(参照 2023-09-01)

2 国・東京都の動向

(1) 国

- ① ヤングケアラーの実態に関する調査研究事業の実施（令和2年12月～4年1月）
全国の小学生・中学生・高校生・大学生・一般国民を対象とした調査が行われました。
- ② ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクト
今後講じるべき施策として、「早期発見・把握」、「支援策の推進」及び「社会的認知度の向上」の3つが掲げられました（令和3年5月）。
- ③ 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021
ヤングケアラーへの支援について、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組む旨が初めて明記されました。
- ④ 「こども基本法」の施行（令和5年4月）
日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として施行されました。全ての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が尊重されること、差別的な扱いを受けることがないようにすることなどが基本理念として規定されました。
- ⑤ 「こども家庭庁」の発足（令和5年4月）
常に子どもの利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするための司令塔として誕生しました。

(2) 東京都

- ① 「東京都こども基本条例」の施行（令和3年4月）
子どもを権利の主体として尊重し、全ての子どもが健やかに育っていけるよう、社会全体で子どもを育む環境の整備など、都が取り組むべき施策の基本となる事項が定められました。
- ② 「ヤングケアラーへの支援に関する調査」の実施（令和4年8月、9月）
都内区市町村の関係機関（地域包括支援センター、特定相談支援事業所等）及び教育委員会・学校を対象とした調査が行われました。
- ③ 「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」の作成・公表（令和5年3月）
ヤングケアラーについて認識を深め、早期にその存在に気付くとともに、見守り、寄り添いや具体的な支援につなぐことができるよう、支援の留意点ポイント、フローや関係機関の連携体制などが盛り込まれています。



3 日野市におけるヤングケアラーに関する現状と課題

(1) 現状

ヤングケアラーの置かれている状況や望んでいることなどの実態を把握し、支援に向けた総合的な取組を進めていく際の基礎資料とするため、市内の公立小学校6年生及び中学校1年生から3年生までの児童・生徒を対象とした実態調査を行いました（令和4年10月実施。調査の結果（概要）は10頁を参照）

実態調査の結果、家族のお世話を日常的にしていると思われる子どもが一定数おり、そのうちの約6割は、「お世話をつらい、大変だと感じたことがある又は時々ある」と感じているに関わらず、そのことを周囲の大人に相談しているのは約3割程度であることが分かりました。

相談しない理由としては、「相談するほどではない」という回答が約9割を占めており、そのような場合、家族のお世話を日常的にしていることが子どもにとって当たり前のことになっており、本人がヤングケアラーの当事者であることを自覚していない可能性が考えられます。また、少数ですが「相談しても変わらない」、「家族のことを話したくない」という回答もあり、そのような場合、何らかの問題があることを子ども本人が自覚していたとしても、子どもから周囲の大人に相談する可能性は低いと考えられます。

家族の中に自身がお世話をしている人がいる	218人(7.2%)
お世話をつらい、大変だと感じたことがある又は時々ある	136人(62%)
お世話で困っていることを誰かに相談したことがある	56人(28%)
家族のお世話で困っていることを相談していない理由（複数回答含む）	
相談するほどではない	120人(87%)
相談しても何も変わらない	16人(11.6%)
家族のことを話したくない	10人(7.3%)

(2) 課題

令和4年3月に学識経験者や地域の関係者、庁内関係部署の職員で構成する「ヤングケアラー支援検討会」を設置し、市の現状と課題の洗い出しを行い、次のような現状と課題が明らかとなりました。（検討会の構成メンバーは11頁を参照）

- ① ヤングケアラーの問題は、本人やその家族からの相談という形で表面化するケースは少なく、むしろ、様々な問題を抱える家庭に対して、庁内の関係各課やその他の関係機関が支援等を行う過程でヤングケアラーの存在に気付くことが多い。
- ② ヤングケアラーの問題を抱える家庭には、ヤングケアラー以外の様々な問題を抱えている場合が多いため、児童福祉、教育、高齢福祉、障害福祉、保健・医療、生活福祉（生活困窮者の自立相談支援を含む。）の各分野が緊密に連携し、それぞれの分野で実施している既存の事業などを活用し組み合わせることである程度は対

応できるが、個人情報や本人・保護者の同意を得られるかどうかという問題により連携が十分にできないなどのケースもあるため、情報連携・分野間連携が難しい場合がある。

- ③ ヤングケアラー支援を充実させるためには、例えばヤングケアラー・コーディネーターなどの連携の核となる人材（機能）が必要である。

ヤングケアラー・コーディネーターとは

ヤングケアラーと思われる子どもに気付いてから支援へのつながりにおいて核になる人材です。主な役割としては、以下のものが考えられます。

<個別ケースへの対応>

- 本人・家族との対話や相談対応、ニーズ把握等
- 関係機関からの情報集約、関係機関への相談支援・助言、他機関へのつながり、支援方策検討
- 支援計画の作成
- 支援後の見守り、関係機関との情報共有、本人・家族との対話

<関係者との日々の関係性構築・研修・連携>

- 関係機関向けヤングケアラー支援研修の企画・実施
- 地域の民間支援団体との連携、関係構築

～参考(地域の関係者の声)～



民生・児童委員

時代の変化を感じます。
お手伝いとの明確な区分ができないのが難しいです。
ヤングケアラーについて、どれくらいの人知っているのかな
と思います。

ヤングケアラーをどのように定義するかで支援対象者の範囲
は、多くもなり少なくもなります。特に、中学校卒業後、どこ
にも行かない子はつながりが切れてしまうため、支援の難しさ
を感じます。



スクールソーシャル
ワーカー



高齢者支援機関

高齢者(親)を支援する中で、元ヤングケアラーだったと思われ
る人(子)に接することがあります。もっと早く支援につながっ
ていれば、その人(子)の人生は違っていたかもしれません。

4 日野市におけるヤングケアラー支援のための基本的な考え方と方向性

ヤングケアラーの特徴やヤングケアラーに関する支援の現状・課題を踏まえ、本市におけるヤングケアラー支援の取組みを着実に推進していくための基本的な考え方と方向性を以下のとおりとします。

(1) 支援の対象とするヤングケアラー(定義)

原則として、「本来大人が担うと想定されている家事や家族のケア（世話・介護）などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども」とします。

ただし、18 歳を過ぎても家庭においてケアラーとしての状態が続く場合もあり、年齢によって区別できる問題ではありません。18 歳以上のケアラーについても同様の課題があることを認識し、切れ目のない支援をする必要があります。

(2) 目指す姿

行政と地域が一体となって、子どもが子どもでいられるための権利と大切な時間を守るための施策を推進し、すべての子どもが自身の望む人生を歩むことができるまちの実現を目指します。

(3) 基本的な方向性

ア) ヤングケアラーの認知度向上・理解促進のための取組を推進します。

考え方

ヤングケアラーの特徴や市が実施した実態調査の結果から、現状においては、子どもが自ら相談してくることは少ないと考えられます。そのため、まずは、子どもだけでなく、周囲の大人がヤングケアラーについての理解を深め、早期発見・把握できるよう、対応力向上を図ることが重要です。

具体的な取組み

令和 6 年度から令和 8 年度まで（3 年間）を認知度向上のための集中取組期間とし、ヤングケアラーに対する理解の促進と周囲の大人の気づきを促し、対応力向上を図ります。

- 一般市民を対象とした講演会
- 支援関係機関を対象とした研修会
- 子どもを対象とした実態調査や啓発授業

イ) ヤングケアラーの相談体制の充実を図ります。

考え方

ヤングケアラーの特徴を理解し、そのことを踏まえ、子どもの権利擁護の観点から子どもが相談しやすい体制・仕組みを構築します。

具体的な取組み

既存の相談支援機関（発達・教育支援課（スクールソーシャルワーカー）、子ども

家庭支援センター、福祉の関係各課など）に加え、新たな相談窓口（子どもなんでも相談・子どもオンブズパーソン制度）を設置します。

ウ) ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークを構築します。

考え方

支援対象には、ヤングケアラー本人だけでなく、ケアを受ける家族も含まれるため、双方向からの支援の視点が必要です。そのため、ヤングケアラーの支援に当たっては、特定分野の関係部署や関係機関が単体で行うのではなく、支援に携わる各分野の関係部署や関係機関のほか、地域の支援者とも連携を図ることで、必要な支援につなげます。

具体的な取組み

ヤングケアラー・コーディネーターを核とした多機関・多職種の連携体制を構築し、地域における支援の基盤をつくります。

エ) 各分野の既存事業・関連施策にヤングケアラーへの視点を取り入れ、必要な支援につなげます。

考え方

地域連携ネットワークにより提起された課題について、その対応を検討し、より実効性があるものとするため、各種行政計画に反映する必要があります。

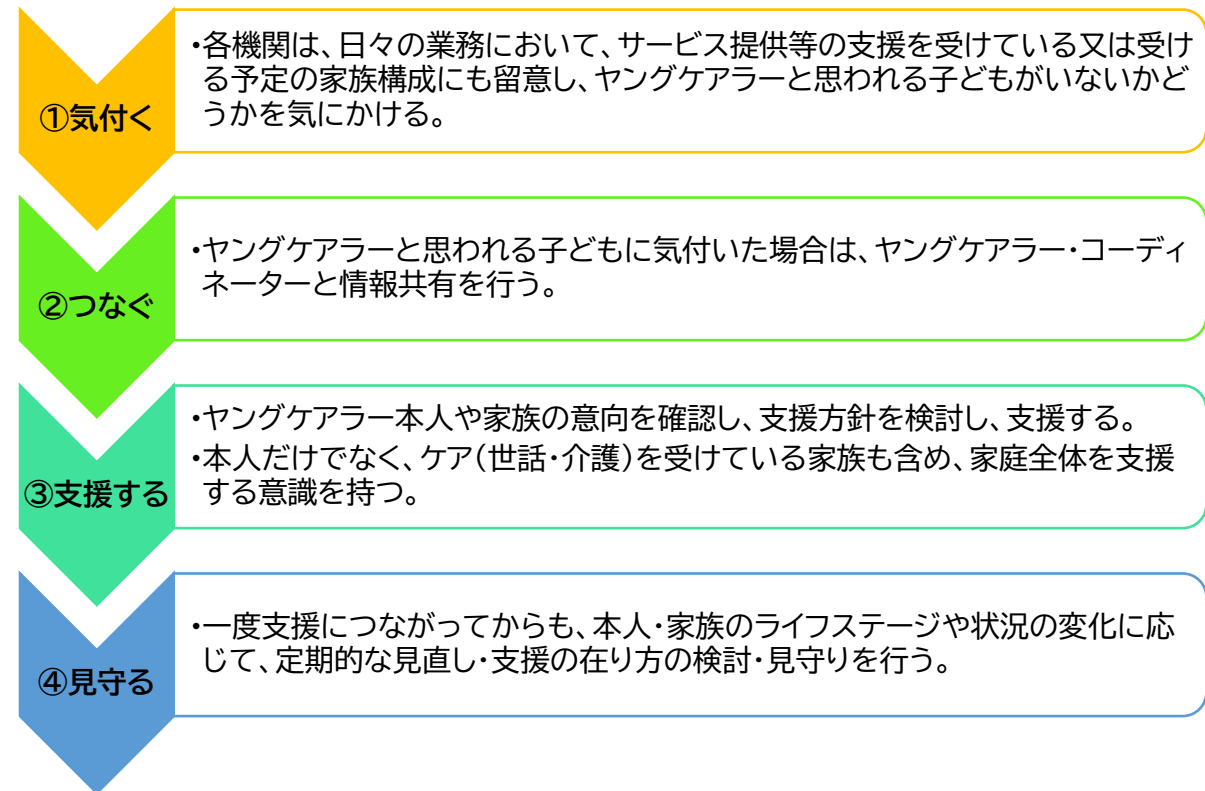
具体的な取組み

児童福祉、教育、高齢福祉、障害福祉、保健・医療、生活福祉（生活困窮者の自立相談支援を含む。）の各分野で策定している基本計画・基本方針等に、順次ヤングケアラー支援の視点やヤングケアラー支援のための施策を取り入れていきます。また、「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方」は、次期「ひのっ子すくすくプラン（第3期日野市子ども・子育て支援事業計画）」に統合し、子ども支援施策の一つとして位置付けます。

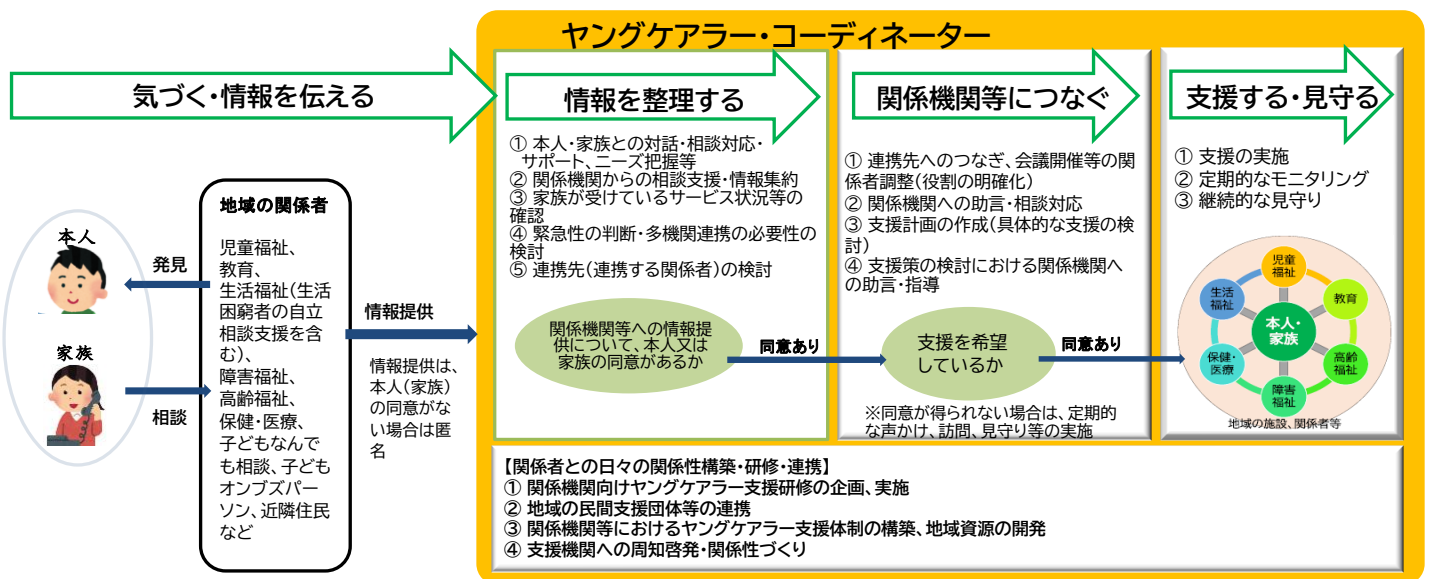
<ヤングケアラーと家族を支える関係機関>



(4) ヤングケアラーと思われる子どもがいたときの支援までのフロー



<ヤングケアラー・コーディネーターの役割イメージ図>



5 参考

(1) 本市におけるこれまでの取組(令和5年度実施予定事業を含む。)

①ヤングケアラー支援検討会の開催(令和4年～令和5年)

具体的な事例を通して、それぞれの立場からの意見を交換し、現状で足りていること・足りていないことをすり合わせました。

構成：学識経験者・日野市社会福祉協議会職員・庁内関係部署職員

②日野市民生・児童委員協議会と協力した啓発研修会の開催(令和4年7月)

一般社団法人ヤングケアラー協会代表理事を講師として招き、具体的な事例を基に子ども家庭支援センター職員とのパネルディスカッションを行いました。

③経験者との意見交換会の実施(令和4年7月)

一般社団法人ヤングケアラー協会代表理事を招き、市の関係部署職員との意見交換を行い、支援の方向性のヒントを得ることができました。

④小・中学生を対象とした実態調査の実施(令和4年10月)

市内の公立小・中学校に在籍する子ども達を対象に、アンケート調査を行いました。

⑤日野市子どものための居場所マップ(令和5年6月)

子どもたちが学び、遊ぶことのできる市内の居場所を紹介しています。



⑥「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」子ども向けリーフレットの作成(令和5年)

市の方針・施策を当事者(子ども)に分かりやすく届けたいという思いから、小学生・中学生・高校生のそれぞれに向けた版を作成しました。



⑦一般市民等を対象とした啓発講演会の開催(令和6年2月)

⑧子どもを対象としたヤングケアラー啓発パンフレットの作成(令和6年中)

(2) 日野市におけるヤングケアラー実態調査の結果(概要)

①調査方法等

○調査対象：市立小学校6年生、市立中学校1～3年生

○調査実施期間：令和4年10月17日～10月31日

○調査方法：小中学校に導入している学習用端末等を用いる方法により実施

○調査票：国「生活に関するアンケート」を参考に作成

②実態調査の結果（抜粋／詳細は、市ホームページの調査結果を参照）

<回答状況>

	学年	対象者数 (概数/人)	回答者数 (人)	回答率
小学生	6	1,570	960	61.1%
中学生	1	1,378	668	48.5%
	2	1,379	873	63.3%
	3	1,368	527	38.5%
	不明	0	8	—
	総数	4,125	2,076	50.3%
全体		5,695	3,036	53.3%

<調査結果から読み取れること>

○家族のケアをしている子ども（ヤングケアラー）が存在している。

○ヤングケアラーがケアをしている家族（対象者）は、子どもにとって身近な立場の人であることが多い。

①「きょうだい」・・・61.2%

②「母親」・・・29.4%

③「父親」・・・18.9%

○ヤングケアラーがケアをしている家族の状況・様子は、年齢が幼いきょうだいも含めて様々である。

①「年齢が若い」・・・47.5%

②「高齢」・・・11.1%

③「身体障害」・・・8.1%

④「知的障害」・・・6.6%

⑤「心の病気」・・・4.6%

○ヤングケアラーが行っているケアの内容は、生活に不可欠な家事である。

①「食事の準備や掃除、洗濯」・・・42.7%

②「見守り」・・・42.7%

③「きょうだいの面倒をみる（送り迎えなど）」・・・41.7%

④「入浴・トイレの手伝い」・・・24.1%

⑤「買い物・散歩への同行」・・・21.6%

○ケアについて、つらい・大変だと感じる子どもがいる。

①「ある」・・・18.8%

②「時々ある」・・・46.9%

③「ない」・・・34.3%

○ケアで困っていることを相談したことがあるヤングケアラーは、少ない(28.0%)。

○「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがない中学生が半数である(54.4%)。

(3) ヤングケアラー支援検討会 構成メンバー

外部委員(学識経験者)	大学教授
外部委員(学識経験者)	元学校長
外部委員(地域の関係者)	日野市社会福祉協議会代表
庁内職員	平和と人権課
庁内職員	教育指導課
庁内職員	セーフティネットコールセンター
庁内職員	生活福祉課
庁内職員	障害福祉課
庁内職員	高齢福祉課
庁内職員	子育て課
庁内職員	子ども家庭支援センター
事務局	福祉政策課



日野市ホームページ

<https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/1022114/index.html>

ヤングケアラー支援のための基本的な考え方

発行年月：令和 年(年) 月

発 行 者：日野市健康福祉部福祉政策課

住 所：〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1

電 話：042-585-1111（代表）